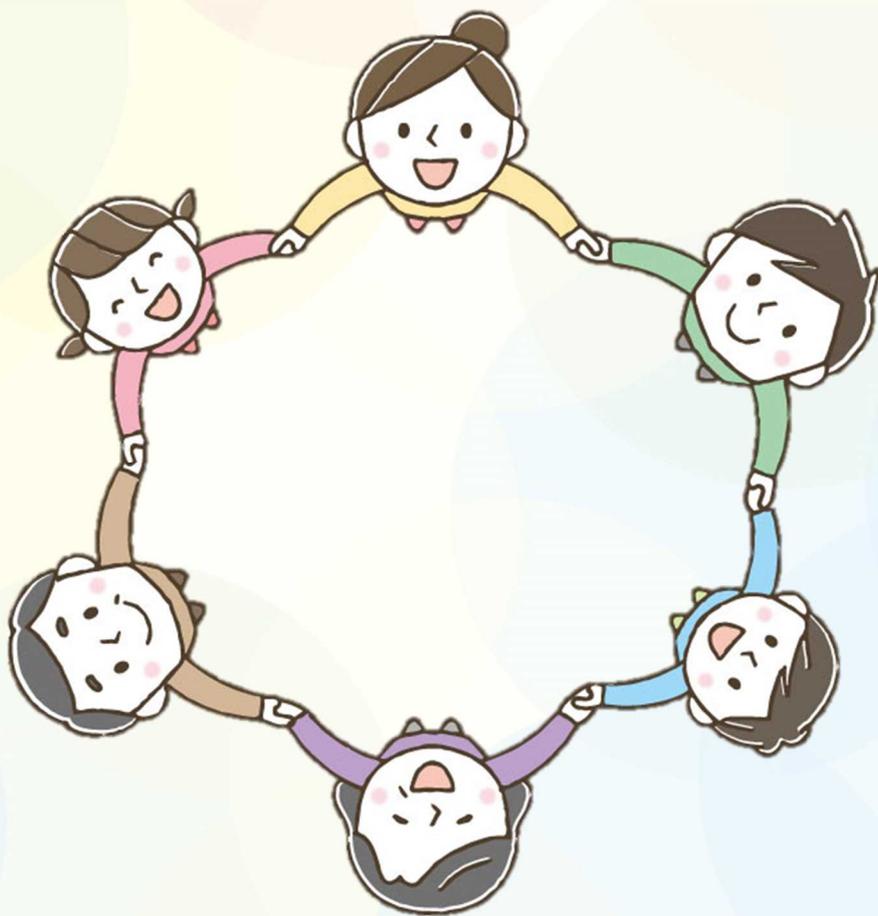


宮代町こども計画

概要版



令和7年3月
宮代町

計画の概要

計画の背景と趣旨

国では、常にこどもの利益を最善に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。また、全てのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。その後、同年12月には少子化社会対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づくこどもに関する3つの大綱をひとつに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

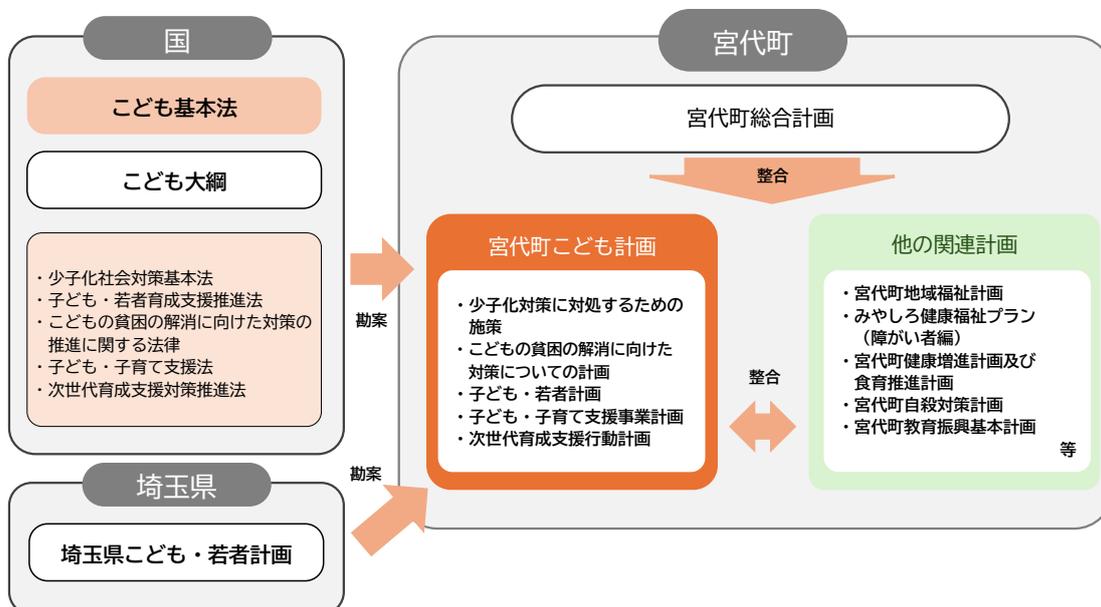
宮代町では、「第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に実施してきました。この度、第2期計画が終期を迎えるため、第3期計画を策定することとなりますが、これまでの施策に加え、こども大綱において推進を図るべきとされた施策も統合し、こども施策の総合的・効率的な推進を図るため、「宮代町こども計画」を策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に定める「市町村こども計画」として、「少子化に対処するための施策」、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」を包含します。



計画の基本的な考え方

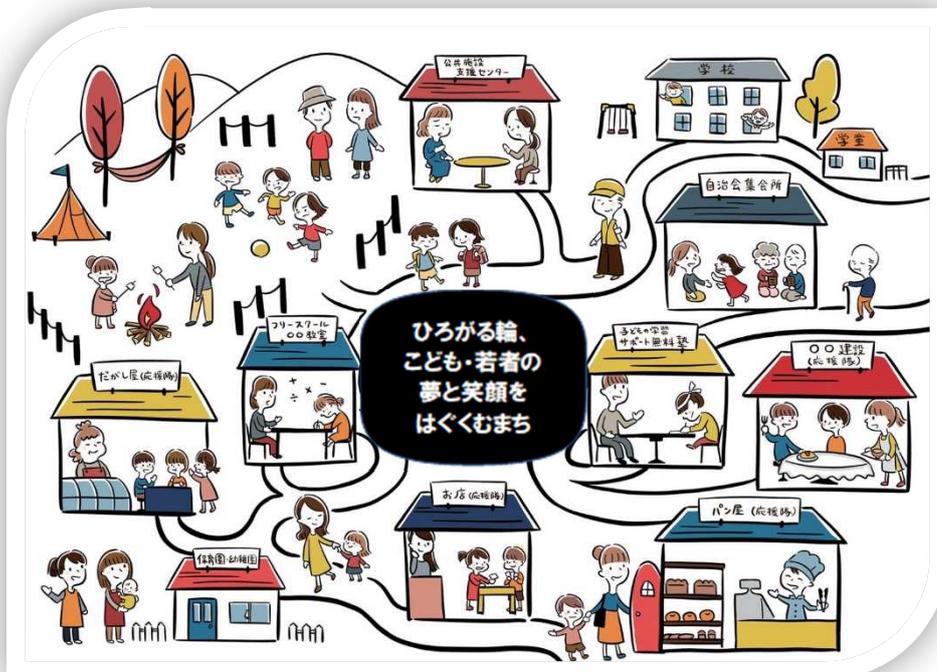
計画の基本理念

ひろがる輪、こども・若者の夢と笑顔をはぐくむまち

本町では、第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画において、「ひろがる子育ての輪、夢と笑顔をはぐくむまち」を基本理念に掲げ、地域社会が一体となって相互に協力し、子育て家庭を支えるまちづくりに取り組んできました。

本計画では、第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、基本理念を『ひろがる輪、こども・若者の夢と笑顔をはぐくむまち』と定めます。

この基本理念に基づき、こども・若者・子育て支援に関する取組を社会の真ん中に据え、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」を実現するとともに、全ての人にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まるまちづくりを推進します。



施策の体系

〔基本理念〕

ひろがる輪、こども・若者の夢と笑顔をはぐくむまち

〔基本目標〕

基本目標1
全てのこども・
若者が互いに尊重し、
主体となれるまち

基本目標2
こどもの健やかな
成長を支えるまち

基本目標3
安心して子育てが
できるまち

基本目標4
ライフステージを
通じた支援の充実

〔施策〕

1 こども・若者が権利の主体である
ことの共有

2 若者主体の社会参画への支援

1 こどもの多様な居場所の創出

2 児童虐待防止対策の推進

3 こどもの貧困の解消に向けた
対策の推進
【こどもの貧困の解消に向けた
対策についての計画】

4 障がい児施策の充実等

5 ヤングケアラーへの支援

1 子育てに関する相談、情報提供の
充実

2 仕事と生活の調和の実現のため
の働き方の見直し

1 こどもの誕生前から幼児期まで
の支援

2 学童期・思春期への支援
【子ども・若者計画】

3 青年期への支援

基本目標1 全ての子ども・若者が互いに尊重し、主体となれるまち

1 子ども・若者が権利の主体であることの共有

子ども・若者が権利の主体であることを認識し、社会全体で共有するとともに、一人ひとりを尊重し、主体性を育みながら最善の利益を図ります。

主な事業 主体性を育む保育の実践、人権教育推進事業



2 若者主体の社会参画への支援

若者が地域と関わりを実感できる社会を目指し、自ら企画・運営に携わる機会をつくります。

主な事業 二十歳のつどい

基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまち

1 子どもの多様な居場所の創出

子どもにとって、身近な地域の中で安心して過ごせる居場所の充実を進めます。また、全ての子どもがいきいきと力を発揮できる環境づくりを推進します。

主な事業 子どもの居場所づくり事業、子ども誰でも通園制度、教育支援センター運営事業等

2 児童虐待防止対策の推進

虐待が起きない環境づくりを最優先とし、専門的な相談、地域資源を活用した情報提供や訪問等による継続的な支援を実施します。また、虐待の発生予防・対応に努めます。

主な事業 児童虐待防止対策事業、子ども家庭センター事業、ケース対応会議 等

3 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進【子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画】

子どもの生まれ育った環境によって、子どもたちの将来が閉ざされることがない社会をつくるため、子どもの貧困の解消に取り組みます。

主な事業 ひとり親家庭等の医療費支給、児童扶養手当事務取扱、保育料の減免 等

4 障がい児施策の充実等

障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、支援が必要な子どもとその家族に対する地域の連携体制を強化し、適切な支援を提供します。

主な事業 障がい児デイサービス、保育園での医療的ケア児の受け入れ、乳幼児健康診査 等

5 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーを早期に発見・把握し、家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、本人のみにとどまらず家庭全体への適切な支援につなげます。

主な事業 ヤングケアラーに関する調査の実施、地域包括支援センターとの連携 等



基本目標3 安心して子育てができるまち

1 子育てに関する相談、情報提供の充実

子育て当事者が安心してこどもに向き合えるよう、相談体制の充実に取り組みます。また、若い世代になじみやすいSNSを活用したプッシュ型広報等、情報発信の改善を図ります。

主な事業 育児相談、乳幼児健全育成相談、子ども家庭相談、健康相談、乳幼児健康診査 等

2 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育て当事者の女性と男性がともにこどもと過ごす時間をつくり、協力しながら子育てできるよう、男女共同参画に関する周知啓発や必要な支援を行い、共働き・共育てを推進します。

主な事業 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、延長保育事業、病児保育事業 等

基本目標4 ライフステージを通じた支援の充実

1 こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく支援します。

主な事業 産前産後家事・育児サービス利用支援、妊婦のための支援給付 等

2 学童期・思春期への支援【子ども・若者計画】

本計画の「基本目標1」の各施策及び本施策を子ども・若者育成支援推進法に規定する「市町村子ども・若者計画」の中心に位置づけ、子ども・若者育成支援の推進を図ります。

主な事業 青少年健全育成駅頭キャンペーン、青少年非行防止パトロール 等

3 青年期への支援

人生における様々なライフイベントが重なる青年期において、結婚への希望を支援するため、広域での展開や官民連携による出会いの機会・場の創出に取り組みます。

主な事業 3市3町における広域連携による結婚支援に関する協定 等



量の見込みと確保方策【第3期子ども・子育て支援事業計画】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育・保育	1号認定	量の見込み	231人	217人	200人	186人	175人
		確保方策	300人	300人	300人	300人	300人
	2号認定 (保育認定を受けた幼稚園等 希望の家庭)	量の見込み	141人	133人	122人	114人	107人
		確保方策	455人	455人	455人	455人	455人
	2号認定(保育所等)	量の見込み	278人	261人	241人	224人	211人
		確保方策	268人	268人	268人	268人	268人
	3号認定(0歳児)	量の見込み	26人	26人	26人	26人	25人
		確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
	3号認定(1歳児)	量の見込み	86人	80人	79人	76人	74人
		確保方策	105人	105人	105人	105人	105人
	3号認定(2歳児)	量の見込み	110人	103人	96人	95人	91人
		確保方策	126人	126人	126人	126人	126人
利用者事業 支援	基本型	量の見込み 確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	特定型		-	-	-	-	-
	こども家庭センター型		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業		量の見込み	4,931人回	4,634人回	4,393人回	4,227人回	4,032人回
		確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
妊婦健康診査		量の見込み	163人	159人	151人	145人	138人
		確保方策	163人	159人	151人	145人	138人
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み	163人	159人	151人	145人	138人
		確保方策	163人	159人	151人	145人	138人
養育支援訪問事業及び子どもを守る 地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する 事業)		量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
		確保方策	15人	15人	15人	15人	15人
子育て短期支援事業		量の見込み	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
		確保方策	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター 事業)		量の見込み	722人日	716人日	702人日	674人日	635人日
		確保方策	1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日
一時 預かり 事業	幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり (預かり保育)	量の見込み	16,637人日	15,609人日	14,386人日	13,383人日	12,600人日
		確保方策	16,000人日	16,000人日	16,000人日	16,000人日	16,000人日
	保育所等で実施する一時 預かり事業	量の見込み	1,271人日	1,189人日	1,115人日	1,057人日	995人日
		確保方策	5,520人日	5,520人日	5,520人日	5,520人日	5,520人日
延長保育事業		量の見込み	44人	41人	39人	37人	35人
		確保方策	50人	50人	50人	50人	50人
病児・病後児保育事業		量の見込み	1,230人日	1,230人日	1,230人日	1,230人日	1,230人日
		確保方策	3,360人日	3,360人日	3,360人日	3,360人日	3,360人日

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業)	1年生	量の見込み	123人	142人	146人	138人	136人
	2年生		127人	117人	136人	139人	131人
	3年生		115人	113人	105人	121人	124人
	4年生		81人	83人	83人	76人	87人
	5年生		40人	50人	51人	51人	46人
	6年生		22人	25人	30人	31人	31人
		確保方策	650人	650人	650人	650人	650人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	量の見込み	102人	96人	90人	85人	81人	
	確保方策	102人	96人	90人	85人	81人	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	確保方策	計画期間中、量の見込みは未算出となっています。当面は、特定教育・保育施設への民間事業者の新規参入希望等に関する情報を随時収集し、情報提供・相談等の支援を行います。あわせて国や他自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて実施を検討します。					
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日	
	確保方策	240人日	240人日	240人日	240人日	240人日	
児童育成支援拠点事業	確保方策	計画期間中、量の見込みは未算出となっています。当面は、こどもの居場所づくりをはじめとする既存事業を効果的に組み合わせ、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。あわせて国や他自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて実施を検討します。					
親子関係形成支援事業	確保方策	計画期間中、量の見込みは未算出となっています。当面は、母子保健事業における各教室や地域子育て支援拠点事業における交流事業等の既存事業を効果的に活用し、個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。あわせて国や他自治体の動向等を注視しながら、必要に応じて実施を検討します。					
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	489人	477人	453人	435人	414人	
	確保方策	489人	477人	453人	435人	414人	
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳児	量の見込み		7人日	7人日	7人日	7人日
	1歳児			7人日	7人日	7人日	7人日
	2歳児			7人日	7人日	7人日	7人日
		確保方策		21人日	21人日	21人日	21人日
産後ケア事業	量の見込み	46人	45人	43人	41人	39人	
	確保方策	46人	45人	43人	41人	39人	

発行日：令和7年3月

発行：宮代町

〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1

TEL：0480-34-1111

URL：<https://www.town.miyashiro.lg.jp/>